

60th

特技懇誌 60周年記念

「特技懇」誌、60年を振り返る

昭和25年10月1日に特技懇誌第1号が発刊されてから、今年で60周年になります。「特技懇誌を通じて情報提供」をこれまで続けてくることができたのは、まぎれもなく特技懇会員を始めとする読者の皆様方による御支援の賜物です。編集委員一同、深く感謝申し上げます。

本号では特技懇誌60周年を記念して、過去の特技懇誌の中から興味深い内容を取り上げるとともに、同じく今年60周年を迎える知財にゆかりのあるものを集めました。特技懇誌のこれまでの歩みや知財における60年という歳月の長さを振り返るきっかけにいただければ幸いです。また、過去を振り返ることで知財の将来を考える上での一助となることを願っています。

昭和25年
1950昭和26年
1951昭和27年
1952昭和28年
1953昭和29年
1954昭和30年
1955昭和31年
1956

休刊

昭和32年
1957昭和33年
1958昭和34年
1959

特技懇第1号（昭和25年10月1日発行）

1 昭和25年10月1日に、「特許庁技術懇話会々報」（現在の「特技懇誌」）第1号が発行をされました。この会報が現存する「特技懇誌」資料では最も古いもので、今年はこの会報の発行からちょうど60周年にあたります。ただ、編集後記には「復刊第1号として趣向にいろいろと頭をひねったが……」と記されており、これ以前にも「会報」があり、しばらく休刊をしていたことが伺われますが、残念ながら「特許庁技術懇話会々報」第1号以前の「休刊前の会報」に関する資料、情報は現在まったくない状況です。

この「特許庁技術懇話会々報」第1号は、全て手書きで記されていて、B5版の大きさ4ページの会報でした。その中には 当時特技懇顧問の久保敬二郎特許庁長官（当時）の御挨拶文が掲載され、特許制度について語られており、文の最後では「特許制度を発達させる為には法律家が技術を理解してくれることが必要であると同時に技術家が今にも増して法律を特に勉強する必要があると思う」と書かれてらっしゃいました。またその他、「特許法施行65周年記念事業」（昭和25年10月1日 日比谷公会堂で開催）の報告がされ、その中で審判長を含む6氏の方々表彰された旨が報告されています。さらに、「会の現況」（特技懇の現況）の記事があり、その中で特技懇の会員の総数が170名であることが示されています。また、この第1号で会報の「題名募集」がされていましたが、この後しばらくは「特許庁技術懇話会々報」の名前で出版され、昭和35年6月7日発行の会報で初めて「特技懇」の名前が付いて出版されました。さらに、第1号のその他の記事の中には「当時 技術懇話会の一分派として、昭和会なるものがあって昭和に大学を卒業した者を以て構成されており、この会の活動を通じて……」と記され特技懇の中に「昭和会」という会があった記録があります。

この号から昭和29年10月号まで会報が発行*され、その後一時休刊（昭和31年9月のみ手書きの会報が発行）となりますが、昭和33年7月にワープロ文字で会報が復刊され、現在に至ります。

*第1号から昭和26年の第3号まで手書きの会報が保存されていますが、昭和26年第4号から昭和29年10月号（第8号に相当）までは発行日の記録のみがあり、会報が残っていません。



「特技懇」誌第1号

特技懇第7号（昭和34年8月25日発行）

7 特技懇第7号において特技懇誌で初めてアメリカの特許庁が吉藤先生の顔写真付きで紹介されています。

当時のアメリカは、特許出願の増加による審査待ち期間の増加（出願から処分までおよそ3年）という問題を抱えていましたが、1957会計年度を第1年とする審査促進8カ年計画によって、審査官を1000名まで増やし、出願から1年3ヶ月で最終処分を行うという目標を掲げ、150人の分類官の増加、審査事務の機械化など、さまざまな審査の質と量を向上させるための施策によって、3年後には、出願後5ヶ月で着手がなされるようになっていたようです。

一方で、日本においては特許制度施行74年、ようやく特許法の全面的改正など脚光を浴びるようになりつつも、まだまだ日米の発明保護、特許制度に対する認識には雲泥の差があると認識されていました。

現在の日本における審査待ち期間の問題が当時においても同じように問題視されていたことは、とても興味深いものであります。

昭和35年
1960昭和36年
1961昭和37年
1962昭和38年
1963昭和39年
1964昭和40年
1965昭和41年
1966昭和42年
1967昭和43年
1968昭和44年
1969昭和45年
1970

特技懇第11号(昭和35年6月7日発行)

11

新人紹介が初めて掲載されたのは特技懇第11号でした。新人は全体で18名。名前と写真で判別する限り、女性はそのうち2名です。出身校は多岐にわたり、企業や他省庁出身者など、当時から幅広い人材を集めていたようです。また、集合写真を見ると、すでにベテランの風格を漂わせている方も多く、髪型などは時代を感じさせます。自己紹介のような「新人発言」も個性的なものばかりなのですが、特に何名かの方が、「庁内がうす暗く汚いので清潔にしてほしい」と不満を漏らしており、ここから当時の執務環境の様子を窺い知ることができます。



特技懇第27号(昭和43年3月5日発行)

27

特技懇第27号にして、再びアメリカ特許庁の紹介がさらに詳細に行われています。また、アメリカ特許庁の新しい庁舎の外観が写真に残っています。本号では先発明主義などのアメリカの特許制度についての紹介が多く、特に、多項性、Final Rejection、Board of Appealなど、当時の日本ではまだ導入されていなかった制度について興味深く取り上げられており、また、その制度について高く評価しています。現在の日本ではいずれも取り入れられている制度ではありますが、当時の日本の審査官にとっていかに画期的な制度であったか読み取ることができます。



また、当時の日本では各審査官が担当分野のサーチ文献を保管しており、異分野のサーチ文献はその分野の審査官に教えてもらっていましたが、アメリカ特許庁ではSearching Roomと呼ばれる部屋にサーチ文献が一括保管されていたようでして、アメリカの審査官が実際にSearching Roomでサーチしているところが写真に残っており、当時のサーチの様子がわかります。

そして、すでに当時のアメリカ特許庁ではQuality Controlとして特許されたものの中から1. Patentability 2. Form 3. サーチ範囲の3点について特許の品質のチェックをしていたようです。その中でも3. サーチ範囲のチェックはとても興味深いものでありまして、半数近くが適当な範囲ではなく、しかもそのサーチ範囲は狭すぎて調査漏れがあったというわけではなく、広すぎて必要のないところまでサーチに余分なエネルギーを費やしてしまっていたようです。

特技懇第27号には、アメリカ特許庁を紹介する記事以外にも、「特許制度の将来的課題」と題して、入庁14年目の審査官から6ページにわたる論考が寄せられています。これによれば、当時は850人の審査官・審判官の体制で滞貨の処理に明け暮れていたとあり、現在のように審査の迅速化を目指して、審査請求制度の導入等、様々な政策が検討されていました。昭和42年末当時、特許・実用新案出願の未処理件数は約60万件もあり、特許・実用新案の年間処理件数は合わせて年間約13万件という状況だったようです。

また、筆者は「慣用技術に関する情報を迅速に供給できる体勢の整備」を課題の1つに挙げています。審査・審理で慣用技術を裏付ける文献が見つからずに苦勞することは今も審査官・審判官の悩みの種だと思いますが、同様の問題を変わず当時から抱え続けている点は興味深いところです。筆者は、慣用技術に関する文献の調査や収集を行う「慣用技術センター」の設立を提言していますが、現代では各種データベースがそれに代わる役割を果たしているのかもしれない。



特技懇第35号(昭和45年10月20日発行)

35

特技懇第35号では、この年に調印された特許協力条約(PCT)について解説がされています。この記事では、PCTが過去4年間世界の特許関係者の議論の的になっており、昭和45年6月19日にワシントンにおいて調印されたことが記されています。また、PCTの概要である「国際出願」、「国際サーチ」、「国際予備審査」、「国際出願の効果」が解説されていました。さらに、調印に至るまでの問題点がいくつか記されており、欧州+ソ連が米国のヒルマー・ドクトリンを批判し米国が孤立状態に陥ったが最後は欧州が妥協したこと、また、非PCT加盟国でもPCT同盟の総会で許可した国は国際出願できる制度を日本が反対しパリ条約加盟国に限る旨を提案し、それが採択されたこと等が記されています。この記事の執筆者は、多くの知財関係の本を執筆されている橋本良朗先生(執筆当時審判官)です。

昭和46年
1971昭和47年
1972昭和48年
1973昭和49年
1974平成22年
2010
特技懇259号特技懇第38号
(昭和46年1月20日発行)

38

特技懇第38号では、大正11年当時の特許局の組織について掲載されていました。

具体的な内容については図を御参照ください。化学と電気が同じ部(化学電気部)であったり、抗告審判課が存在したりする等、現在の組織との比較から当時の特許制度や出願状況等について思いを馳せることができます。大正11年当時の特許局職員が現在の特許庁の組織構成を見たら、その変化に驚くのではないのでしょうか。また、現在の特許庁の組織構成は、60年後の特技懇会員からはどのように見えるのでしょうか。

特技懇第45号(昭和47年2月15日発行)

45

特技懇第45号では、「正会員一千名到達記念」として、昭和46年度特許庁特技懇話会大懇親会について掲載されています。正会員が一千名に到達し、当時の新会員は120名を越えステージから溢れんばかりだったことが、報告されています。今年も行われた特技懇懇親会が当時から開催されていたことも歴史を感じさせますが、昭和46年は特許法の大改正があった昭和45年の翌年であり、正会員一千名到達と新会員120名を越えるという記事から当時の特許行政に対する力の入れ方が伝わってきます。



特技懇第52号(昭和48年9月5日発行)

52

特技懇第52号には、「技監制度の発足に当って」という記事が掲載され、現在では、当たり前前に感じられる「技監」は、長く待ち望まれた制度であり、昭和48年当時は、大きな変化であったことが読み取れます。記事には、知的財産権全般の保護、特許権等の権利内容のあり方等といった従来の解説書では対応しきれない多くの問題が存在し、それらに対する特許行政の全般に亘る新しい哲学が要求されていること、そして、諸問題とともに技監への期待が述べられています。また、技監への期待だけでなく、「技懇の会員1人1人が技監を支援する体制を整えなければならない。」と結んで、全体として取り組むべきであると伝えています。

また、初代の特許技監となる大谷幸太郎氏から「就任の御挨拶」を、弁理士会会長(当時)福田信行氏、発明協会会長(当時)井深大氏、日本特許協会理事長(当時)堀正雄氏、科学技術庁事務次官(当時)鹿島義光氏、工技院標準部長(当時)佐藤一郎氏からのコメントも寄せられています。

特技懇第56号(昭和49年6月1日発行)

56

特技懇第56号では、「ソフトウェアの法的保護について(昭和48年度特技懇制度特別委員会)」という記事が掲載されています。この記事では、コンピュータ時代の到来により開発されるソフトウェアの数が飛躍的に増大するだろうという予想のもと、新規開発されたソフトウェアの法的保護の重要性について検討を深めています。

具体的には、特許法や著作権法、特別法の制定等の観点から、ソフトウェアの法的保護の態様や問題点について紹介されています。たとえば特許法については、ソフトウェアの特許法上の発明該当性や、進歩性(一説によると進歩性の要件を満たすソフトウェアは全体の5%といわれている)、審査上の困難性(1件あたりのボリュームが大きい)、完全公開が前提である特許法にソフトウェ

アがなじむか(ソフトウェアは模倣コストがゼロに近いため、模倣の危険性)といった問題点が挙げられています。

また、記事の最後では、1971年にWIPOにて開催されたコンピュータ・プログラムの保護に関する政府専門家グループ会議の内容が紹介されており、結論として、「すべてのコンピュータ・プログラムを保護の対象とすべきである」といった内容が含まれていました。このことから、国内だけでなく国際的にもコンピュータ・プログラムの法的保護の問題が注目されていたことがわかります。最先端技術に対応した制度整備の必要性について議論を深めている当時の様子がうかがえるという点で、貴重な号ではないでしょうか。

大正11年当時の特許局の組織(特技懇第38号より)

【職員】

長官 勅任
次長 勅任
事務官 専任27人奏任(内1人を勅任となすことを得)
技師 専任85人奏任(内3人を勅任となすことを得)
属 専任67人判任
技手 専任96人判任

【分課】

総務部	庶務課 (発明奨励、公報の編集発行、弁理士登録、人事、会計)
	出願課 (書類の接受、発送、方式審査、図面調整)
	登録課 (原簿登録、特許証等の下付)
	調査課 (内外国の制度、状況調査、渉外、期間延長、収用、専用免許)
審判部	審判課 (審判)
	抗告審判課 (抗告審判)
	書記課 (大正11年9月新設)
機械部	第1課 (動力、土木、建築、採鉱関係の発明、実用新案の審査)
	第2課 (交通、農芸、工作機関係の発明、実用新案の審査)
	第3課 (理学的装置、製造機関係の発明、実用新案の審査)
化学電気部	化学課 (化学工業関係の発明、実用新案の審査)
	電気課 (電気工業関係の発明、実用新案の審査)
意匠商標部	意匠課 (意匠の審査)
	商標課 (商標の審査)
図書館	
陳列館	